

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



目次

○ 福島県公安委員会
示威行進及び多衆の参加する公然の示威運動に関する条例施行規則

福島県公安委員会

示威行進及び多衆の参加する公然の示威運動に関する条例施行規則をここに公布する。
平成29年 3月31日

福島県公安委員会委員長 洪 佐 克 之

福島県公安委員会規則第6号

示威行進及び多衆の参加する公然の示威運動に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、示威行進及び多衆の参加する公然の示威運動に関する条例（昭和24年福島県条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（許可を要しない行為）

第2条 次に掲げるものは、条例第1条に規定する示威行進又は示威運動に含まないものとする。

- 葬祭、神社及び仏閣の例祭その他宗教団体の行う行事
- スポーツ、競技その他の体育運動
- 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校によって実施される児童、生徒及び学生の隊列
- 前3号のほか、示威的運動にわたらないもの

（許可申請の手続）

第3条 条例第2条に規定する許可の申請は、示威行進（示威運動）に関する許可申請書（様式第1号。以下「許可申請書」という。）により、示威行進又は示威運動の出発地を管轄する警察署長を経由して、福島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に2通提出して行うものとする。

（許可申請の受理）

第4条 前条に規定する警察署長が許可申請書を受理したときは、公安委員会がこれを受理したものとする。

（公安委員会への進達）

第5条 第3条の許可申請書を受理した警察署長は、関係警察署長と連絡協議し、受理

の日時及び許可又は不許可に必要な意見を付し、公安委員会に進達しなければならない。

2 前項の進達は、電話その他の方法をもって迅速かつ確実に行わなければならない。

(許可の条件)

第6条 公安委員会は、条例第4条第3項の規定に基づき、公共の秩序を維持するために必要があると認められるときは、示威行進又は示威運動の参加団体に監督者を付し、又は正当な理由なく道路に停滞し、若しくは道路を占拠しないこと、その他必要な条件を付することができる。

(許可の手續)

第7条 公安委員会は、条例第4条第1項の規定により許可をしたときは、許可申請書を受理した警察署長に許可及び許可に必要な前条の条件を指示するものとする。

2 前項の指示を受けた警察署長は、許可に必要な条件を許可証(様式第2号)に記載し、許可申請書1通を添付の上、主宰者又は主宰する団体の代表者(以下「主宰者等」という。)に交付するものとする。

(不許可の手續)

第8条 公安委員会は、条例第4条第1項の規定により許可をしなかったときは、許可申請書を受理した警察署長に不許可及びその理由を指示するものとする。

2 前項の指示を受けた警察署長は、不許可の理由を不許可通知書(様式第3号)に記載し、許可申請書1通を添付の上、主宰者等に交付するものとする。

(県議会への報告)

第9条 条例第4条第2項の規定による福島県議会への報告は、様式第4号の報告書により行うものとする。

(許可証等の携帯)

第10条 条例第4条第1項の許可を受けた主宰者等は、示威行進又は示威運動を行う間は、第7条第2項に規定する許可証及び許可申請書(以下「許可証等」という。)を携帯しなければならない。

2 主宰者等は、警察官の要求があった場合には、前項の許可証等を提示しなければならない。

(委任)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、福島県警察本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(示威行進及び多衆の参加する公然の示威運動に関する条例施行規則の廃止)

2 示威行進及び多衆の参加する公然の示威運動に関する条例施行規則(昭和29年福島県公安委員会規則第5号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現に作成されている廃止前の示威行進及び多衆の参加する公然の示威運動に関する条例施行規則(以下「廃止前の規則」という。)に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

4 この規則の施行の日前に廃止前の規則の規定に基づいて行われた行為で現にその効力を有するものは、この規則の相当規定に基づいて行われた行為とみなす。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

福 島 県 公 安 委 員 会 殿

主宰者又は主宰する団体の代表者

住 所

氏 名

①

生年月日

電 話

示威行進（示威運動）に関する許可申請書

次のとおり示威行進（示威運動）を実施したいので許可してください。

1	実 施 日 時	年 月 日 () 自 午 時 分 至 午 時 分
2	目 的 及 び 性 質	
3	集 合 の 場 所 行 進 の 順 路 及 び そ の 略 図	(略図は別添)
4	参 加 予 定 人 数 及 び 車 両 数	

5	主宰者の住所 氏 名 所属団体名 及び地位	
6	参加団体の 名 称	
7	道路使用の 方 法 又は形態	
8	現場責任者の 住 所 及び氏名 (電話)	

様式第2号(第6条、第7条、第10条関係)

福島県公安委員会指令(公)第 号

許 可 証

年 月 日付けで申請のあった示威行進(示威運動)については、次の条件を付して許可する。

年 月 日

福 島 県 公 安 委 員 会 印

条 件

第 号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条の規定により、申請について次の条件を付して許可する。

年 月 日

警 察 署 長 印

条 件

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県公安委員会に審査請求をすることができます(なお、その期間内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として(訴訟において福島県を代表する者は、福島県公安委員会となります。)、提起しなければなりません(なお、その期間内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分について1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません(なお、その期間内であっても、その裁判の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第3号（第8条関係）

福島県公安委員会指令（公）第 号

不 許 可 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった示威行進（示威運動）については、
下記の理由により不許可とする。

年 月 日

福 島 県 公 安 委 員 会

印

(不許可の理由)

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県公安委員会に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は、福島県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第4号（第9条関係）

福 公 委（公）第 号

年 月 日

福島県議会議長 殿

福島県公安委員会

示威行進(示威運動)に対する不許可処分の報告について

みだしのことについて、示威行進及び多衆の参加する公然の示威運動に関する条例(昭和24年福島県条例第15号)第4条第2項の規定により、次のとおり報告する。

記

- 1 主宰者又は主宰する団体の代表者の住所及び氏名
- 2 示威行進(示威運動)の実施日時
- 3 目的及び性質
- 4 集合の場所及び行進の順路
- 5 参加予定人数及び車両数
- 6 不許可理由

(公 安 課)